

○入札説明書

盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託に係る入札等については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 (2026) 年 4 月 24 日 (金)

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期限 契約締結の日から令和 10(2028)年 2 月 25 日まで

(4) 履行場所 宇都宮市を除く県内 24 市町

3 入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22(1947)年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成 8(1996)年栃木県告示第 105 号)に基づき、「P その他のサービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22(2010)年 3 月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22(2010)年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(6) 大規模盛土造成地に係る第二次スクリーニング実施の優先度評価又は宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36(1961)年法律第 191 号)に基づく安全性把握調査のための優先度評価に係る業務受注実績があること。

(7) 仕様書で示す主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置できること。

4 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班(栃木県庁本館 11 階)

電話 028-623-3154 E-mail shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和 8(2026)年 4 月 24 日(金)から同年 5 月 22 日(金)まで入札情報システム上で公

開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年5月22日(金)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1)の場所に郵送（書留郵便）又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和8(2026)年5月25日(月)午前10時

栃木県環境森林部資源循環推進課（栃木県庁本館11階）

入札参加者の立会いは求めないものとする。

なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに(1)に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

(4) 入札方法

2の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(7) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退書を電子入札システムにより提出すること。

提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書、一般競争入札参加資格確認書（様式第1号）、実績報告書（様式第2号）及び業務実施体制及び技術予定者資料（様式第3号）を令和8(2026)年5月15日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化でき

ない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年3月26日付け会管第461号。以下「運用基準」という。）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書等について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和8（2026）年5月19日（火）までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和8（2026）年5月11日（月）午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和8（2026）年5月15日（金）までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効 以下の入札書は無効とする。

ア 3の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。）第19条に掲げる入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(8) 入札回数

2回までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。指定の日時までに入札書の記録が確認できなかった場合は辞退とみなす。

また、2回目も不調の場合は、最低価格入札者と随意契約に移行する場合がある。

(9) 積算内訳書の提出

入札書の提出に併せて、積算内訳書も提出すること。

(10) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 電子契約サービスの利用

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。

なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(13) 紙による入札参加承諾等の基準

電子要領及び運用基準の定めによる。

(14) 紙による入札参加について

紙による入札参加を希望する場合は、令和8(2026)年5月8日(金)午後4時までに運用基準に定める紙入札方式参加承諾願(様式1)を電子メール、郵送又は持参により提出し、栃木県環境森林部資源循環推進課長の承諾を得ること。ただし、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、この入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないものとする。

なお、承諾の可否については、令和8(2026)年5月11日(月)までに電子メール等により通知する。

(15) 紙入札者の書類の提出方法

ア 入札書については、令和8(2026)年5月22日(金)午後4時までに4の(1)の場所に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 質問書及び競争参加資格確認申請書等については、4の(1)の場所に電子メール等による提出もできるものとする。

質問の内容及び回答については、電子入札システムによる公開日から令和8

(2026)年5月22日(金)まで栃木県ホームページ上で公開する。

ウ (8)の2回目の入札書は、4の(1)の場所に電子メール等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに入札書が到着しなかった場合は、辞退とみなす。

なお、入札立会い者はその場で2回目の入札を行うことができる。

(16) 紙入札者への通知方法

紙入札者に対する県からの通知は、電子メール等により行うものとする。

なお、競争参加資格申請書等の審査結果については、令和8(2026)年5月19日(火)までに伝えるものとする。

(17) その他入札に関する条件

入札条件書のとおりとする。